

みらい号 ルート・ダイヤをリニューアル 市コミュニティバス

平成19年から運行している市コミュニティバス「みらい号」の利便性を向上させるため、4月5日(月)から運行ルート・ダイヤを変更する予定です。

今回の変更は、東ルート、北西ルート、南ルートの3コースとし、現在運行しているルートを基本に、ルートの変更を行います。

詳しくは、各戸へ3月中旬に、運行ルート図および時刻表を配布しますので、ご覧ください。
なお、バス2台、各ルート1日4便は変更ありません。

バス停の移設作業は3月下旬を予定

4月5日予定の運行ルート変更のために、バス停標識の移設作業を3月28日(日)から4月4日(日)に行います。この作業に伴い、廃止されるバス停は撤去しますが、撤去後も4月3日(土)までは現在のバス停の位置で乗降できます。

また、ルート変更後の新設バス停位置にバス停標識を設置しますが、4月4日(日)までは乗降できませんのでご注意ください。
皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

問 伊奈庁舎企画政策課 ☎58-2111 (内線1242)

住宅ローン控除が変更になる

市県民税(住民税)が対象

平成11年から平成18年末まで

に入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を市県民税から控除する場

合について、これまででは毎年、市役所への申告が必要でしたが、平成22年度(平成21年分所得)課税分からは申告が原則不要となりました。

さらに平成21年から25年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受ける方で、所得税から引ききれない額が発生した場合は、翌年度の市県民税(所得割)から控除される制度ができました。その場合も市への申告

は不要です。
なお、初めて住宅ローン控除を受けるためには必ず確定申告が必要になります。

●注意
次の項目の記載が漏れていた
り、提出期限を過ぎると市県民税の住宅ローン控除を受けられ
ませんのでご注意ください。

●勤務先で所得税の住宅借入金
等特別控除を年末調整で行っ
た場合
給与支払報告書(源泉徴収票)

の摘要欄に、居住開始年月日
と住宅借入金等特別控除可能
額が正しく記載されている

・確定申告書の第1表「住宅借
入金等特別控除」の欄に住宅
借入金等特別控除の額を、第
2表「特例適用条文等」の欄
に居住開始年月日を必ず記入
する



・1月末日までに勤務先から市
役所に給与支払報告書が提出
されている(提出のご確認は
各勤務先にお願います)

確定申告書の提出する方
確定申告書の第1表「住宅借
入金等特別控除」の欄に住宅
借入金等特別控除の額を、第
2表「特例適用条文等」の欄
に居住開始年月日を必ず記入
する

確定申告期限内(平成22年3
月15日(月)まで)に申告書を提
出する
◆住民税からの控除額
次の1と2のいずれか少ない
金額(ただし、9万7500円
が上限となります)
1. 所得税の住宅ローン控除可
能額のうち所得税において控
除しきれなかった金額
2. 所得税の課税総所得金額等
の額に5%を乗じて得た金額
※平成19年および平成20年に入
居された方は、所得税で控除
期間を15年に延長する特例が
設けられているため、市県民
税の住宅ローン控除は適用さ
れません。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58-2111 (内線1132) 1134

ごみ収集車から火災発生 原因はスプレー缶やライター

不燃ごみを収集していた収集車から、突然火災が発生する事故が1月に市内で起きました。

幸い作業員の迅速な対応により、大きな災害にはなりませんでした。このような火災は、常総環境センターでも毎年のように起きています。

場合によっては、人命にかかわることもあり、また、施設等の修理に多額の費用がかかります。

こうした火災の原因は、ごみの中から「スプレー缶」や「使い捨てライター」が発見されていることから、スプレー缶などをそのまま不燃ごみの袋に入れて出したことにより、何らかの摩擦が原因で出火したものと思われます。

スプレー缶や使い捨てライターは、ごみ収集車やごみ処理施設で爆発を起こし、付近の人や家などにも延焼することで、大きな災害に発

展する可能性
が高く危険な
廃棄物ですの
で、適正に排
出いただきま
すよう、ご協
力をお願いします。

●ごみ出し心得
●スプレー缶は、
必ず使い切ってから、
穴を空けて処分しま
しょう。
●使い捨てライター
も、必ず使い切ったか
ら、処分しましょう。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58-2111 (内線8136)